

答 申 個 第 1 2 4 号

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

京 都 市 長      様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長    北 村    和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 3 月 2 3 日付け行税税第 5 6 1 号、同日付け行税税第 5 6 2 号及び同日付け行税税第 5 6 3 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

#### 記

- 1    審査請求事案に係る公文書のうち電磁的記録の不存在による非開示決定事案（諮問個第 2 9 3 号）
- 2    審査請求事案に係る公文書のうち電磁的記録の不存在による非開示決定事案（諮問個第 2 9 4 号）
- 3    審査請求事案に係る公文書のうち電磁的記録の不存在による非開示決定事案（諮問個第 2 9 5 号）



## 1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 審査会における審議

令和3年3月2日に提起された3件の審査請求は、同一の者から提出があった、類似の内容の3件の個人情報開示請求に対する各処分について行われたものであり、また各審査請求における審査請求人の主張の内容も同一であることから、当審査会において、これらを併合して審議した。

## 3 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和2年11月12日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、別記のとおり公文書に記録された個人情報の開示を請求した（以下3件をまとめて「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に対して、別記の公文書を特定したうえ、このうち電磁的記録として管理されているもの（以下「本件公文書」という。）については、保存年限（10年）の経過により廃棄したため、不存在による非開示決定処分（以下3件をまとめて「本件処分」という。）をし、令和2年11月27日付けで、その旨及びその理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年3月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- (4) なお、処分庁は、本件請求に対して、特定した別記の公文書のうち、紙の文書として管理されていたもの並びに「行政共助による民事事件記録閲覧・謄写等の申請について（令和元年10月10日決定）」及び「異議申立てに対する決定について（令和2年9月8日決定）」について個人情報開示決定処分等を行っているが、当該処分に対して審査請求はなされていない。

## 4 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 5 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人から、平成19年11月13日及び同年12月17日に平成19年度（平成15年度相当分、平成18年度相当分及び平成19年度分）の市民税及び府民税の課税処分に係る審査請

求が提起されたことに伴い作成した公文書で、旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく、審査請求書副本の送付及び弁明書の提出依頼、弁明書副本の送付及び反論書の提出依頼並びに反論書の送付に係る公文書のうち、電磁的記録として作成・保有されていたものである。

また、審査請求人が当時下京税務署長に対し、当該課税処分基礎となった所得税の課税標準について異議申立てを行っていたことから、処分庁は、上記課税処分に係る審査請求に対する裁決を保留することとし、審査請求人に通知した。

なお、課税処分に係る審査請求がなされた時点においては、その処分を区長において実施していたが、平成26年11月25日の市税事務所設置に伴い、処分庁が京都市長となったことから、課税処分に係る審査請求は、異議申立てとして処理した。

(2) 本件公文書が存在しないことについて

ア 本市における公文書の保存期間については、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）及び京都市公文書取扱規程（以下「取扱規程」という。）において次のように定められている。

- (ア) 公文書の保存期間について、「不服申立ての処理に関するもの」は、公文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して10年とする（規則第9条第1項、同条第2項及び同条別表3（3））。
- (イ) 「現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされているもの」については、保存期間の満了する日後においても当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日までの間、その保存期間を延長する（取扱規程第54条第1項第3号）。
- (ウ) 保存期間が満了した完結文書について、文書管理責任者は、その内容を点検したうえ、文書管理統括者に合議し、廃棄を決定しなければならない（取扱規程第50条第1項）。
- (エ) 廃棄の決定を行ったときは、その旨を情報管理課長に報告しなければならない（取扱規程第50条第4項）。
- (オ) 情報管理課長は、取扱規程第50条第4項の規定により報告を受けた完結文書のうち、文書管理システムにおいて電磁的に管理されているものについては、速やかに消去しなければならない（取扱規程第52条第2項）。

イ 本件公文書については、保存期間満了時（平成30年3月末日）において、課税処分に係る異議申立てに対する決定が行われていなかったため、取扱規程第54条第1項第3号の規定に基づき、保存期間を延長する必要があったが、処分庁は、平成30年9月27日付けで取扱規程第50条第1項の規定により誤って廃棄を決定し、取扱規程第50条第4項の規定により情報管理課長に報告を行った。当該報告を受け、取扱規程第52条第2項の規定により情報管理課長は、令和2年5月12日付けで本件公文書の消去を決定した。

ウ 以上の理由により、本件公文書は本件請求時には、消去されており、存在しないことから本件処分を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市長は、開示請求に係る個人情報を保有していない理由として、「請求に係る公文書のうち電子文書については、保存年限（１０年）の経過により廃棄したため。」とした。
- (2) 取扱規程５４条１項において「文書管理責任者は、次の各号に掲げる完結文書については、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日の属する年度の末日までの間、その保存年限を延長するものとする。」と規定されており、そこで、「次の各号に掲げる完結文書」として、取扱規程５４条１項３号において「現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされているもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して１年間」と規定されている。つまり、本件公文書は、行政不服審査法という異議申立てに係る公文書であるので、取扱規程６４条１項３号の規定に該当し、仮に「保存年限（１０年）」を経過しても、取扱規程５４条１項の規定に基づき保存年限を延長しなければならないので、公文書の保存年限を経過していない。
- (3) よって、前記の事由から、本件処分は不当であるから、京都市長は本件処分を取消したうえ、開示決定等を行うべきである。

## 7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、審査請求人が行った課税処分に係る審査請求において、処分庁が平成１９年度に作成及び取得した文書のうち、電磁的記録として管理していた公文書である。

### (2) 本件処分について

ア 審査請求人は、本件公文書は保存期間が経過していないことを理由に本件処分は不当だと主張する。

イ 一方、処分庁は、本件公文書を廃棄した経過について、以下のとおり説明している。

- ・ 課税処分に係る審査請求に関し作成及び取得した公文書の保存期間は、規則第９条第１項、同条第２項及び同条別表３に基づき、「不服申立ての処理に関するもの」に該当し、公文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の４月１日から起算して１０年とされている。
- ・ 本件公文書は、保存期間満了時において、当該審査請求に対する決定が行われていなかったことから、取扱規程第５４条第１項第３号に基づき、保存期間を延長するものに該当するにもかかわらず、誤って廃棄の決定を行った。

ウ 当審査会としては、公文書を誤って廃棄したとする処分庁の主張に、特段、不自然な点はなく、また処分庁の主張を覆す事情も認められないため、処分庁が行った本件処分は妥当であると判断する。

エ なお、本件公文書は、本件請求時点では処分庁において保有されているべき公文書であるが、処分庁が保存期間の延長に係る手続を怠ったために、廃棄されていた。このような公文書の誤廃棄は、個人が

自己の個人情報の所在と内容を知り得る手段である自己情報の開示を請求する権利を侵害することとなるため、処分庁においては、今後、公文書の管理に十分留意されたい。

また、本件公文書は、本来、本件請求時点では保存期間内の公文書であるから、処分庁が本件処分において、保存年限が経過したことを理由としたことは適当とはいえない。今後、処分庁においては、処分に当たって、正確な事実の把握に努め、適切な処分の理由を示すよう努められたい。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

| 諮問番号     | 請求内容及び特定した公文書 |                                                                                                                 |
|----------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 諮問個第293号 | 請求内容          | 平成19年11月13日に提起された平成19年度分(平成15年度相当分)の市民税及び府民税の課税処分に係る異議申立てについて、京都市長(担当・行財政局税務部税制課)が取得、若しくは、作成した文書                |
|          | 特定した公文書       | ○ 審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について(平成19年12月7日決定)<br>○ 弁明書副本の送付と反論書の提出について(平成20年1月25日決定)<br>○ 審査請求に対する裁決について(平成20年2月20日決定) |
| 諮問個第294号 | 請求内容          | 平成19年11月13日に提起された平成19年度分(平成18年度相当分)の市民税及び府民税の課税処分に係る異議申立てについて、京都市長(担当・行財政局税務部税制課)が取得、若しくは、作成した文書                |
|          | 特定した公文書       | ○ 審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について(平成19年12月7日決定)<br>○ 弁明書副本の送付と反論書の提出について(平成20年1月25日決定)<br>○ 審査請求に対する裁決について(平成20年2月20日決定) |
| 諮問個第295号 | 請求内容          | 平成19年12月17日に提起された平成19年度分の市民税及び府民税の課税処分に係る異議申立てについて、京都市長(担当・行財政局税務部税制課)が取得、若しくは、作成した文書                           |
|          | 特定した公文書       | ○ 審査請求書副本の送付及び弁明書の提出について(平成20年1月17日決定)<br>○ 弁明書副本の送付と反論書の提出について(平成20年1月25日決定)<br>○ 審査請求に対する裁決について(平成20年2月20日決定) |

※ いずれの事案も特定した公文書については、本件審査請求において争点とされているものについてのみ記載。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年 3月 2日 諮問  
4月22日 諮問庁からの弁明書の提出  
令和4年 8月 4日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第3回会議）  
9月15日 審議（令和4年度第4回会議）  
10月25日 審議（令和4年度第5回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項に基づく提出書類等の閲覧について審査請求人から申立てがあったが、対象となる提出書類等はなかった。

※ 審査請求人は、京都市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項に基づき口頭での意見陳述を希望したので、その機会を設けたが、期日変更の申し出もなく、当審査会への出席もなかった。当審査会は、本件審査請求について審査請求人の口頭による意見陳述を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しないこととした。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）